

宮代町告示第141号

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月30日

宮代町長 新井康之

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断結果に基づき部分的に耐震改修工事等(以下「部分耐震改修工事等」という。)を実施した者に対し、予算の範囲内において宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、木造住宅の倒壊による人的被害を軽減することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則(昭和58年宮代町規則第7号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断(時刻歴応答計算による方法を除く。)により、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者が木造住宅の耐震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 上部構造評点 耐震診断に基づき評価された点数をいう。

(3) 耐震シェルター等 地震発生時に建築物の倒壊から居住者の命を守るための装置であって、公的機関等により安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで宮代町長(以下「町長」という。)が別に定めるものをいう。

(4) 部分耐震改修工事等 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を次のいずれかの方法により行う耐震改修工事等をいう。

ア 木造住宅の上部構造評点を0.7以上に引き上げる工事

イ 木造住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上に引き上げる工事

ウ 土葺き瓦屋根等の重い屋根材を金属板等の軽い屋根材に葺き替えることにより、建物の耐震性能が向上する工事

エ 就寝又は滞在する特定の居室のみの耐震性を確保する工事(耐震シェルター又は耐震ベッドの設置等を含む。)

(交付対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅は、次に掲げる全ての要件に該当する

ものとする。

- (1) 宮代町内に所在する地上2階建て以下の木造建築物
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された建築物
- (3) 一戸建の専用住宅、店舗併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住の用に供されるものに限る。）及び共同住宅
- (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された建築物

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物については、補助金の交付対象建築物から除外するものとする。

- (1) 過去にこの要綱又は宮代町既存建築物耐震改修工事等補助金交付要綱（平成19年宮代町告示第118号）に基づく補助金の交付を受けた建築物
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと町長が判断した者が所有又は居住若しくは使用する建築物
(補助金の交付対象工事等)

第4条 補助金の交付対象となる部分耐震改修工事等は、次に掲げるものとし、その総額が30万円以上となるものとする。

- (1) 上部補強工事
- (2) 基礎補強工事
- (3) 前2号の工事に際して必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事
- (4) 部分耐震改修等に係る設計及び工事監理
- (5) 耐震シェルター又は耐震ベッドの設置工事

2 前項に規定する部分耐震改修工事等は、宮代町耐震診断士及び耐震改修工事店登録事務要綱（平成19年宮代町告示第116号）第7条の規定に基づき登録された耐震改修工事店（耐震改修設計及び工事監理にあつては、耐震診断士）が行うものとする。

(補助金交付額等)

第5条 補助金の額は、補助金の交付対象工事等に要した費用の2分の1に相当する額（千円未満の端数は、切り捨てる。）とし、20万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、部分耐震改修工事等の施工前に、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 現場写真
- (3) 家屋所有証明書又はこれに類する書類
- (4) 建築確認通知書又はこれに類する書類
- (5) 平面図（耐震シェルター又は耐震ベッドに限り、設置場所を表示）
- (6) 配置図
- (7) 耐震診断結果報告書
- (8) 見積書
- (9) 設計図書（補強内容、補強位置の状況等が確認できるもの）
- (10) 耐震改修工事等後の耐震診断結果（見込み）報告書（屋根材の葺き替え工事又は耐震シェルター若しくは耐震ベッドの設置工事を除く。）
- (11) カタログ等（耐震シェルター又は耐震ベッドの設置工事に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金変更承認申請書（様式第3号）にその内容を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金変更承認通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金申請取下届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第7条の規定による交付決定又は第8条第2項の規定による変更承認を受けているときは、当該決定又は承認がなかったものとし、それまでに要した費用は申請者の負担とするものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、部分耐震改修工事等が完了したときは、速やかに宮代町木造住宅部分耐震改修工事等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類（写し可）を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）契約書
- （2）領収証
- （3）現場写真（施工前、施工中及び施工後の状況が分かるもの）
- （4）完成図書（補強の内容及び位置等が確認できるもの）
- （5）部分耐震改修工事等後の耐震診断結果報告書（屋根材の葺き替え工事又は耐震シェルター若しくは耐震ベッドの設置工事を除く。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定したときは、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金

交付取消通知書兼補助金返還請求書（様式第9号）により、その者に期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（実施調査）

第14条 町長は、必要と認めるときは、部分耐震改修の内容その他必要な事項について調査し、補助金の交付を受けた者その他関係者から必要な報告を受けることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

（宮代町耐震シェルター等設置補助金交付要綱の廃止）

- 3 宮代町耐震シェルター等設置補助金交付要綱（平成25年宮代町告示第8号）は、廃止する。

様式第1号 (第6条関係)

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付申請書

年 月 日

宮代町長 あて

申請者 住所： _____
 (建築物所有者) 氏名： _____
 電話： _____

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

対象建築物	所在地	宮代町		
	階層	地上 階建て		
	用途	専用住宅 ・ 店舗併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋住宅		
	面積	敷地面積 m ² / 建築面積 m ² / 延べ床面積 m ²		
	建築年次	建築確認	年 月 日 / 第 号	
		建築年月日	年 月 日 建築	
耐震診断	補助金確定通知書	第 号 年 月 日		
	耐震診断士	(町登録番号第 号)		
	耐震診断結果	上部構造評点		
部分耐震改修工事等	工事の種別	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 屋根材の葺き替え <input type="checkbox"/> 耐震シェルター <input type="checkbox"/> 耐震ベッド		
	耐震改修工事店 (登録番号)	(町登録番号第 号)		
	耐震改修工事等に要する費用	円		
	実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	耐震改修後の見込み	上部構造評点		
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 現場写真 <input type="checkbox"/> 家屋所有証明書又はこれに類する書類 <input type="checkbox"/> 建築確認通知書又はこれに類する書類 <input type="checkbox"/> 平面図(耐震シェルター又は耐震ベッドに限り、設置場所を表示) <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 設計図書 (補強内容、補強位置の状況等が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 耐震改修工事等後の耐震診断結果 (見込み) 報告書 <input type="checkbox"/> カタログ等 (耐震シェルター又は耐震ベッドの設置工事に限る。) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類			

※特記事項の項目に該当する場合は、それを証する書類を添付

※添付書類については写し可

様式第2号(第7条関係)

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付(不交付)決定通知書

第 年 月 日 号

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

所在地	
決定区分	交付決定 ・ 不交付決定
交付決定額	
交付条件	1 補助金の交付申請の内容に変更が生じるときは、速やかに申請すること。 2 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 3 申請内容に関し、虚偽等があったときは、補助金交付の決定を取り消すことがある。
不交付決定の理由	

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金変更承認申請書

年 月 日

宮代町長 あて

住 所: _____

申請者
(建築物所有者)

氏 名: _____

電 話: _____

年 月 日付け第 号で宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金の交付決定通知を受けた部分耐震改修工事等の事業内容を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

部分耐震改修工事等に要する費用	変更前	変更後
	円	円
変更内容		
変更理由		

※変更内容を確認できる書類を添付すること。

様式第4号(第8条関係)

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付で申請のあった宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金の変更承認申請について、審査の結果、下記のとおり承認したので通知します。

所在地	
変更後の交付決定額	
備考	

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金申請取下届

年 月 日

宮代町長 あて

住 所: _____

届出者 氏 名: _____
(建築物所有者)

電 話: _____

年 月 日付け 第 号で宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金の交付決定通知を受けましたが、事情により取り下げますので、下記のとおり届出します。

所在地	宮代町
取下げの理由	

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等実績報告書

年 月 日

宮代町長 あて

住所: _____
 申請者 氏名: _____
 (建築物所有者) 電話: _____

年 月 日付け 第 号で宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金の交付決定通知(変更承認通知)を受けた部分耐震改修工事等が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

耐震改修工事等の内容	所在地	宮代町	
	部分耐震改修工事等の種別	耐震改修	改修前の上部構造評点
			改修後の上部構造評点
	<input type="checkbox"/> 屋根の葺き替え <input type="checkbox"/> 耐震シェルター <input type="checkbox"/> 耐震ベッド		
	部分耐震改修工事等完了日	年 月 日 ()	
	部分耐震改修工事等に要した費用	円	
交付決定額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 領収証 <input type="checkbox"/> 現場写真(施工前・施工中・施工後の状況がわかるもの) <input type="checkbox"/> 完成図書(補強の内容及び位置等が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 部分耐震改修工事等後の耐震診断結果報告書(屋根材の葺き替え、耐震シェルター・ベッドを除く。) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ()		

※添付書類については写し可

工事完了証明書	
上記部分耐震改修工事等について、別途完成図書のとおり工事が完了したことを証します。	
氏名・名称:	印
耐震改修工事店等	
町登録番号:第	号

業務完了証明書	
上記部分耐震改修工事等を実施した結果、部分耐震改修後の耐震診断結果は、上部構造評点が以下のいずれ以上となることを証します。	
<input type="checkbox"/> 0.7 以上 <input type="checkbox"/> 1.0 以上	
氏名:	印
耐震診断士	
町登録番号:第	号

様式第7号（第11条関係）

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

令和 年 月 日提出された宮代町木造住宅部分耐震改修工事等実績報告書について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付を確定したので通知します。

所在地	
交付確定額	
備考	

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付請求書

年 月 日

宮代町長 あて

住 所: _____

申請者
(建築物所有者) 氏 名: _____

電 話: _____

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

なお、補助金については、指定口座に振り込み願います。

請求金額		円
補助金交付 確定通知書		年 月 日
		第 号
振込先	金融機関名	銀行 信組 信金 農協
	本・支店名	本店 ・ 支店
	預金種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

以下の内容にすべて同意し、補助金を事業者へ直接支払うこと（代理受領）を希望します。

- 1 私は、本補助金の受領に関する権限を施工業者へ委任します。
- 2 上記委任に基づき、宮代町から施工業者へ補助金が直接支払われることに同意します。
- 3 本委任に関して万が一紛争が生じた場合は、当事者間（申請者と事業者）の責任において解決し、宮代町には一切の異議申し立てや迷惑をかけることを誓約します。

申請者氏名 (自署) _____

様式第9号（第13条関係）

宮代町木造住宅部分耐震改修工事等補助金交付取消通知書兼補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日提出された宮代町木造住宅部分耐震改修工事等実績報告書について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付取消しが確定したので通知します。

所在地	
返還請求額	
取消しの理由	
返還期限	年 月 日まで
返還方法	